

## 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所公告

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等一元化施設移設等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和4年3月8日

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所  
理事長 朝野 和典

### 1 入札に付する事項

#### (1) 入札案件名

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等一元化施設移設等業務

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

#### (3) 履行場所

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が指定する場所（仕様書による）

### 2 入札に参加する者に必要な資格

#### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第14条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人

若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、大阪府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪市の区域内に事業所を有する者にあつては、大阪市税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所、大阪府又は大阪市との契約において、入札談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。
- (9) 令和元・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）大阪市物品供給等・業務委託入札参加有資格者名簿に登録をされている者であること。
- (10) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と同規模の国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人の研究所における移設等業務について締結した契約について、平成 24 年 4 月 1 日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。（元請け及び下請けを含む。）  
この場合、同規模とは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所のマスターリストの掲載点数約 1 万 8 千点の概ね 7 割以上扱った実績とする。
- (11) 仕様書の作業区分 A ランクの移設機器等について、メーカー、メーカー指定業者又は輸入代理店の技術員による作業が可能であることを証明した者であること。

(12) 大阪府の区域内に事業所を有していること。

### 3 資料の交付・入札参加申請書の提出等

(1) 一般競争入札（事後審査型）参加申請書類等の交付

ア 交付期間

令和4年3月8日（火）から令和4年3月15日（火）まで

イ 交付方法

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所のホームページ（<http://www.iph.osaka.jp/li/010/030/010/r04.html>）からダウンロードにより交付する。

(2) 一般競争入札（事後審査型）参加申請書の提出

ア 提出期間

令和4年3月8日（火）から令和4年3月15日（火）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

イ 提出場所

大阪府大阪市東成区中道一丁目3番69号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 森ノ宮センター 管理課（電話：06-6972-1770）

ウ 提出方法

提出書類は持参若しくは郵送とし、電送による申請は認めない。

(3) 一般競争入札（事後審査型）参加申請書受理通知書の送付

申請者に対し、令和4年3月23日（水）までに電子メールにより通知する。

### 4 入札手続

(1) 入札執行日時

令和4年3月29日（火）午後2時

(2) 入札執行場所

大阪府大阪市東成区中道一丁目3番69号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 森ノ宮センター 3階 中会議室

(3) 開札の結果、落札者の決定を留保した上で、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第6条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者に対して、入札参加資格の審査（以下、「事後審査」という。）をする。

(4) その他

入札書は、入札参加資格者（代理人含む。）が持参するものとし、郵送は認めない。

## 5 事後審査

- (1) 事後審査申請書、審査資料の提出  
令和4年3月29日（火）開札後から
- (2) 事後審査申請書、審査資料の提出期限・提出先・提出方法  
令和4年4月1日（金）午後5時までに、3（2）イ管理課あてに持参にて提出すること。
- (3) 必要な審査資料  
入札説明書による。
- (4) 事後審査結果通知書の通知予定日  
令和4年4月6日（水）

## 6 入札結果の公表

落札者決定後、法人ホームページに掲載する。

## 7 その他

- (1) 入札保証金  
入札保証金は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第5条の規定に該当する場合は免除とする。
- (2) 入札の無効  
期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書の作成  
契約書を作成する。
- (4) 落札者の決定方法  
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第6条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 誓約書の提出  
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 契約保証金  
落札者は、契約を締結するまでに、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第22条の規定により契約保証金を納めなければならない。ただし、同規程第23条の規定に該当するときは、その納付を免除する。

- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。